

生食発0709第5号  
平成30年7月9日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
(公印省略)

#### 安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法の一部改正について

安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法については、平成24年11月16日付け食安発1116第3号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」により通知しているところです。

今般、カナダアルバータ州において、商業的な栽培の承認を受けていない遺伝子組換えコムギ(MON71200)が意図せず生育していることが判明しました。当該遺伝子組換えコムギは本邦において安全性未審査であることから、その検査方法を国立医薬品食品衛生研究所において作成し、「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法」について、別添のとおり改正することとしましたので、検査に当たっては本検査方法により実施願います。

なお、本改正においては、従来の「コムギ(MON71800)の検査方法」及び「コムギ(MON71700及びMON71800)の検査方法」を削除し、「コムギ(MON71200、MON71700、MON71800)の検査方法」を新たに定めていますが、コムギ(MON71700)及びコムギ(MON71800)の検査方法については、平成31年1月8日までは、なお従前の例によることができます。